

あなたの住宅は大丈夫

昭和56年5月以前に建築された木造住宅を対象とした耐震診断補助制度があります

町では、東日本大震災を教訓とし、木造住宅の耐震化を一層促進していくため、耐震診断の補助事業を行っています。

昭和56年以前に建築された木造住宅にお住まいの方で、耐震強度を不安に感じている場合は、まず建物の強さを診断しましょう。

強度が不足していたら、耐震改修の参考となる補強計画が提示されますので、計画を参考に改修を行います。

該当する家屋にお住まいならば、この機会に安全・安心な住まいと暮らしを確保するため、ぜひ活用してください。

耐震診断にかかる費用の最大15万円を補助します。また診断後の強度不足の家屋には耐震補強の補助制度もあります。

詳しくは、地域整備課までお問い合わせください。

☎地域整備課

☎72-6937



東日本大震災の地震・津波で被災された皆さんへ

住宅二重ローンでお困りの方を応援します

県では、東日本大震災の地震や津波で被災された方の生活再建を支援するため、住宅ローン返済中の家屋が地震で半壊以上の被害を受け、新たに資金を借り入れて建築・購入・補修する場合に、既存の住宅ローンの5年間分の利子相当額を補助する事業を行っています。詳しい内容については下記までお問い合わせください。

☎被災者向け住宅相談窓口専用ダイヤル

☎024-521-7698

広告募集中

◆1号広告(タテ4.5cm×ヨコ17.8cm)
掲載料:1回10,000円、連続6回50,000円)

◆2号広告(タテ4.5cm×ヨコ8.8cm)
掲載料:1回5,000円、連続6回25,000円)

※いずれも一色刷り

◆申し込み方法

町公式ウェブサイトで「広告掲載申込書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、必要書類を添付して総務課までお申し込みください。

詳しくは
総務課まで!!
☎72-2117